

偏在対応弁護士・偏在対応女性弁護士等 経済的支援事業 説明会

2013年から実施している司法過疎地における経済的支援事業について、説明会を開催することとしました！

本制度を利用した会員の体験談や質疑応答を行う予定です。

本年4月1日に施行されたばかりの偏在対応女性弁護士等経済的支援事業についてもご説明します。

司法過疎地での開業を検討中の方、興味がある方は奮ってご参加ください！

2024年11月1日（金）
17時30分～18時30分

開催場所：京都弁護士会館・Zoom
(会場参加最大40名先着順)

要・事前申込
参加費無料

10月21日
(月)まで



参加申込

右記の【QRコード】または下記URLからお申し込みください。

申込みをいただいた方に、Zoomの参加方法をご案内します。

URL：<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/shienseidos/lc3shien/>

偏在対応弁護士・偏在対応女性弁護士等 経済的支援事業とは

5つの制度
があります！

偏在対応弁護士等経済的支援

・独立開業支援

上限350万円貸付、7年間無利息

・常駐従事務所開設支援

上限350万円貸付、7年間無利息

・特別独立開業等支援

上限650万円貸付、7年間無利息

財務状況にかかわらず300万円まで免除可能

偏在解消対象地区

- ◆地裁支部管内における弁護士一人あたり人口が3万人以上の地域
- ◆簡裁管内において法律事務所が2か所以上存在しない地域
- ◆市町村において弁護士が存在しない地域
- ◆その他弁護士会、弁護士会連合会が特に必要と認めた地域

偏在対応女性弁護士等経済的支援

・登録支援

対象：女性弁護士偏在解消対策地区に登録する女性弁護士

上限500万円貸付、7年間無利息

財務状況にかかわらず300万円まで免除可能

・採用支援

対象：女性弁護士を採用した事務所

上限50万円給付

5年程度の在籍要件、公益的活動要件あり

女性弁護士偏在解消対象地区

- ◆地方裁判所の支部単位で当該地域内に弁護士登録をする（偏在対応）女性弁護士がいないもの。
- ◆上記に準ずる地域その他女性弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、弁護士会が女性弁護士偏在解消対策地区として指定し、日弁連が当該指定を承認したもの。